

島根県薬剤師奨学金返還助成事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 助成対象者、助成金の額及び助成期間
 - 第1節 通則（第3条—第5条）
 - 第2節 認定（第6条・第7条）
- 第3章 対象事業者（第8条—第13条）
- 第4章 助成金の交付
 - 第1節 通則（第14条・第15条）
 - 第2節 交付手続（第16条—第18条）
 - 第3節 変更届（第19条）
 - 第4節 取消し（第20条）
- 第5章 雑則（第21条・第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 知事は県内の医療機関及び薬局における薬剤師の確保を推進するため、県内の医療機関及び薬局に就業する薬剤師に対し、当該薬剤師が在学期間中に借り入れた奨学金の返還額の一部を助成金として交付するものとする。その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学及び大学院
- (2) 医療機関等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
- (3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、公益財団法人島根県育英会奨学金又はその他知事が適当と認める奨学金
- (4) 正規雇用 次に掲げる全てに該当する雇用形態で雇用される者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
 - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
 - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労

働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

第2章 助成対象者、助成金の額及び助成期間

第1節 通則

(助成対象者の要件)

第3条 助成対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 大学等の在学学生又は既卒者

ア 在学学生 各募集年度の4月1日の時点で当該年度又はその翌年度に大学等を卒業又は修了予定の在学学生で、卒業又は修了をした年の6月末日までに第8条に規定する対象事業者（以下この章において「対象事業者」という。）の県内の医療機関等に薬剤師として就業することを希望する者

イ 既卒者 助成対象者の認定を受ける時点で県内の医療機関等に就業しておらず、各募集年度の翌年度6月末日までに対象事業者の県内の医療機関等に薬剤師として就業することを希望する者

(2) 大学等の在学期間に奨学金を借り入れ、返還予定又は返還中（返還残額があり、かつ、滞納額がないこと。）の者

(3) 薬剤師の免許を有する者又は取得見込みの者

(4) 県内の医療機関等に継続して勤務する見込みである者

(5) 個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、在籍学校名、連絡先等）を対象事業者へ提供することを承諾する者

2 前項の規定にかかわらず、助成を受けようとする者が助成対象者決定の時点において、対象事業者からの内定及びそれに準じる連絡を既に受けていたときは、本助成金の交付対象外とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者が大学等で借り入れた奨学金の返還総額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。）とする。ただし、返還総額が別表に定める助成上限額を超える場合は、助成上限額とする。

2 助成金額の算定基準となる奨学金の返還総額は、助成対象者が第14条に規定する交付要件に該当するに至った時点で返還していない奨学金の額とする。

3 助成月額、前2項の規定により算定した助成金の額を、助成期間月数で除した額（100円未満の端数が生じる場合は切り上げ、残額が生じなくなった場合は、第1項にかかわらず助成期間が終了したものとして扱う。）とする。

4 助成金の額は、予算の範囲内において交付するものとする。

(助成期間)

第5条 助成期間は、対象事業者の医療機関等に正規雇用により就業した日を起点として、当該日の属する月から起算して奨学金の返還年数までとし、かつ、第14条各号に掲げる要件を連続して満たしている期間とする。ただし、その期間は、12年を超えないものと

する。

- 2 助成対象者が就業した時点で奨学金の返還が開始されていない場合は、返還が開始された日をもって助成期間の起点とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める期間を上限に助成期間を延長することができる。
 - (1) 助成対象者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により奨学金の貸与団体において奨学金の返還期限の猶予が承認された場合 当該猶予期間
 - (2) 助成対象者が対象事業者との雇用契約が失効した場合 他の対象事業者に正規雇用により就業するまでの期間
 - (3) 助成対象者がその責めに帰することができない事由により対象事業者から県外への異動を命じられ、その後、再度、県内の医療機関等で就業することが明らかな場合 3年

第2節 認定

(助成対象者の認定)

第6条 助成対象者として認定を受けようとする者のうち、第3条第1項第1号アに規定する在學生については、卒業又は修了予定年度の前年度から就業するまでの間で知事が別に定める募集期間内に、同号イに規定する既卒者については、県内に就業するまでの間で知事が別に定める募集期間内に、それぞれ次に掲げる書類を知事に提出し、認定を受けなければならない。

(1) 在學生

- ア 島根県薬剤師奨学金返還助成事業助成対象者認定申請書（様式第1号）
- イ 履歴書（様式第2号）
- ウ 奨学金貸与証明書又はこれに準じた書類
- エ 在学証明書

(2) 既卒者

- ア 島根県薬剤師奨学金返還助成事業助成対象者認定申請書（様式第1号）
- イ 履歴書（様式第2号）
- ウ 奨学金貸与証明書又はこれに準じた書類
- エ 薬剤師免許を有する者については薬剤師免許証の写し、薬剤師免許を有しない者については卒業証書の写し又は卒業証明書

2 知事は、助成対象者の認定をしたときは、その旨を様式第3号で通知するものとする。

3 助成対象者の認定の効力は、次の各号に規定する日までとする。

- (1) 在學生 卒業予定の年の6月末日
- (2) 既卒者 認定日の翌年度6月末日

4 知事は助成予定額を超える件数の申請があった場合は、助成対象者が予算の範囲内となるよう、書類審査により選考して認定する。

5 助成対象者の認定を受けた者は、住所、氏名、電話番号その他申請内容に変更があったときは、速やかに知事に届け出なければならない。前条第3項各号に掲げる場合が生

じたときも同様とする。

(助成対象者の認定の取消し)

第7条 前条の規定にかかわらず、知事は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象者の認定を取り消すことができる。

- (1) 大学等を留年、休学、停学又は退学になったとき。
- (2) 奨学金の貸与を取り消された、又は辞退したとき。
- (3) 対象事業者以外の医療機関等に就業したとき。
- (4) 助成対象者の認定を辞退する旨の申出があったとき。
- (5) 虚偽の申請若しくはその他不正行為を行い、助成金の交付を受け、又は受けようとしたことが明らかになったとき。
- (6) その他助成対象者としてふさわしくないと知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該助成対象者に通知しなければならない。

3 助成対象者の認定を取り消された者であっても、知事が認めたときは、再度当該認定の申請をすることができる。

第3章 対象事業者

(対象事業者)

第8条 登録対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する法人又は個人とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 病院又は診療所の開設者
 - イ 薬局の開設者であって県内のみで薬局を開設していること。
- (2) 次の要件の全てを満たす者であること。
 - ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。
 - イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
 - ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。
 - エ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業、又はこれらの一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
 - オ 県税の全税目について滞納がないこと。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(対象事業者の登録の要件)

第9条 対象事業者の登録に係る要件は次のとおりとする。

- (1) 助成対象者を採用内定とした場合は、助成額の2分の1に相当する額を知事に出捐することを確約できること。

- (2) 本事業を適用せずに助成対象者を採用する場合は、必ず助成対象者の同意を得ること。
- (3) 助成対象者の採用後に、助成対象者の助成金の支給認定や交付申請に必要な証明書等を発行すること。
- (4) 本事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、本事業の目的以外には使用しないこと。

(対象事業者の登録)

第10条 対象事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出し、認定を受けなければならない。

- (1) 島根県薬剤師奨学金返還助成事業対象事業者申込書（様式第4号）
- (2) 誓約書（様式第5号）

- 2 前項の規定による登録の有効期間は当該登録を受けた年度の末日までとする。ただし、登録の失効までに登録を辞退する旨の申出がない事業者については、登録の有効期間を1年間更新し、それ以後も同様とする。
- 3 知事は、対象事業者の登録をしたときは、その旨を様式第6号で通知するものとする。
- 4 登録後、第8条及び第9条の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合は、対象事業者は知事に通知しなければならない。
- 5 対象事業者の登録を受けた者は、住所、氏名、電話番号その他申込み内容に変更があったとき及び登録を辞退するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(対象事業者の登録の取消し)

第11条 知事は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込み又はその他不正行為により登録を受けたことが明らかになったとき。
 - (2) 第8条及び第9条の各号を満たさないことが明らかになったとき。
 - (3) 労働関係法令等に違反する等、対象事業者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (4) その他対象事業者としてふさわしくないと知事が認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該対象事業者に通知しなければならない。
 - 3 対象事業者の登録を取り消された者は、再度、当該登録の申請をすることはできない。

(対象事業者による出捐)

第12条 対象事業者による出捐については、以下のように定める。

- (1) 対象事業者は、助成対象者を採用内定とした場合、助成額の2分の1に相当する額を知事に出捐するものとする。なお、登録を受けたが、助成対象者の採用内定に至らなかった場合は、出捐は要しない。
- (2) 同一年度内の助成対象者の採用数上限は、1事業者につき原則として2名までとする。

(出捐金の返還)

第13条 出捐金の返還は、原則として行わないものとする。ただし、第20条の規定により、支給対象者の認定の取消し、交付決定の全部又は一部の取消し及び助成対象者から交付した助成金の全部又は一部の返還があった場合のほか、知事が必要と認める場合は、知事が別に定める手続により、出捐のあった額の全部又は一部を当該対象事業者に返還するものとする。

第4章 助成金の交付

第1節 通則

(助成金の交付要件)

第14条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 対象事業者の県内の医療機関等に薬剤師として正規雇用にて就業していること。
- (2) 市町村等から本事業と趣旨や対象を同じくする助成金等の交付を受けていないこと。
- (3) 貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還していること。

(支給対象者の認定)

第15条 支給対象者として認定を受けようとする助成対象者は、前条の要件を満たした後、速やかに次に掲げる書類を知事に提出し、認定を受けなければならない。

- (1) 島根県薬剤師奨学金返還助成事業支給対象者認定申請書(様式第7号)
- (2) 島根県薬剤師奨学金返還助成事業就業証明書(様式第8号)
- (3) 奨学金の返還残高証明書又はこれに準ずる書類
- (4) 薬剤師免許証の写し又は薬剤師名簿に登録されたことを証する書類の写し
- (5) 第6条第2項の規定による通知書の写し(助成認定の通知書)
- (6) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、支給対象の認定をしたときは、その旨を該当助成対象者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、正当な理由がなく次条に規定する申請が行われ提出されない場合は、知事は認定を取り消すことができる。

第2節 交付手続

(助成金の交付申請)

第16条 支給対象者は、当該認定を受けた後、毎年度10月31日までに、島根県薬剤師奨学金返還助成金交付申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、11月1日以後に第6条第1項の認定を受けた助成対象者は、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 前年度末現在の奨学金の返還残高証明書又はこれに準じた書類
- (2) その他知事が必要と認めるもの

(助成金の交付決定等)

第 17 条 知事は、毎年度、前条の規定により提出された交付申請書を審査し、適当と認めるときは、対象事業者に対し納付書により、交付額の 2 分の 1 に相当する額の出捐を通知する。

2 対象事業者は前項の通知を受けた日から、15 日以内に出捐金を県に納付するものとする。

3 前項の出捐金が納付された日から 15 日以内に、知事は助成金の交付決定を行い、様式第 10 号により支給対象者に通知するものとする。

(実績報告、額の確定及び助成金の支払い)

第 18 条 前条第 3 項の交付決定通知を受けた支給対象者は、当該通知を受けた年度における就業実績及び奨学金の返還実績について奨学金返還助成事業実績報告書兼請求書(様式第 11 号)に次に掲げる書類を添えて、当該通知を受けた日の翌年度の 4 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知を受けた年度における奨学金の返還実績を証明する書類

(2) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項に規定する実績報告に基づき、支給対象者の就業月数に応じた助成金の額を確定し、様式第 12 号により支給対象者に通知するとともに、請求額を支払うものとする。

第 3 節 変更届

(支給対象者の認定内容の変更)

第 19 条 支給対象者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、支給対象者認定内容変更届(様式第 13 号)に当該各号で定める書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(1) 支給対象者の氏名又は電話番号 氏名の変更を証する書類(運転免許証の写し又は住民票(写し))

(2) 助成金振込先口座 振込先口座の通帳写し

(3) 就業する医療機関等を休職又は復職をしたとき 島根県薬剤師奨学金返還助成事業就業証明書(様式第 8 号)

第 4 節 取消し

(支給対象者の認定及び交付決定の取消し等)

第 20 条 知事は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給対象の認定を取り消し、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、助成金を交付せず、又は交付した助成金の返還を命ずることができる。

(1) 助成金の交付を辞退したとき。

(2) 奨学金の全部を繰上償還したとき。

(3) 対象事業者の医療機関等に薬剤師として正規雇用にて就業しなくなったとき。

- (4) 市町村等から、本助成金と趣旨や対象を同じくする助成金等の交付を受けることになったとき。
 - (5) 虚偽の申請若しくはその他不正行為を行い、助成金の交付を受け、又は受けようとしたことが明らかになったとき。
 - (6) その他助成対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
 - (7) 助成対象者が就業する医療機関等が対象事業者の登録を取り消されたとき。
- 2 知事は、前項の規定により支給対象の認定を取り消したときは、その旨を当該支給対象者に通知するものとする。

第5章 雑則

(関係書類の保管)

第21条 助成対象者は、助成金に係る証拠書類を助成終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

別表 助成額の上限と交付額（第4条及び第17条関係）

助成上限額 (上限月額)	毎年度の交付額
2,880,000円 (20,000円/月)	前年度に返還した奨学金の額に相当する額。ただし、交付額の上限は、前年度の就業月数（就業した日が属する月の数とする）に左欄の上限月額を乗じた額とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。